

ジェネリック医薬品を活用しましょう

医療機関や薬局等で処方される薬には、新薬（先発医薬品）と呼ばれるものと、ジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の使用を促進して、医療費の適正化につなげる取組みが進められています。ジェネリック医薬品について理解を深めて、活用してみましょう。

ジェネリック医薬品のポイント

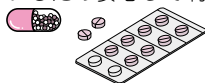


安心

📌 同じ有効成分

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分で製造されています。

品質についても新薬と同等の基準に基づいて製造されており、厚生労働省により新薬と効果・効能や安全性が同等と認められているため安心して利用できます。



安い

📌 お薬代が安くなります

新薬の開発には長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品はすでに有効性が確認されている新薬と同じ有効成分で製造するため、開発費が抑えられ、その分価格が安くなります。

改良

📌 飲みやすく・使いやすい

新薬と同じ品質を保ちつつ、研究開発により形状や大きさ等を改良し、飲みやすく改善されているジェネリック医薬品もあります。

ジェネリック医薬品はお試し調剤が可能です

今まで飲んでいたお薬をジェネリック医薬品に変更する場合、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができる「分割調剤」という制度があります。



ジェネリック医薬品を利用するときは

医師や薬剤師に相談しましょう

ジェネリック医薬品を希望する場合、まずは医師や薬剤師に相談してみましょう。

全ての新薬に対してジェネリック医薬品が存在するわけではなく、治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もあります。

不安や疑問点等をしっかりと医師に確認し判断しましょう。

使用後も効き目等を医師や薬剤師と相談しながら利用しましょう。

医薬品の自己負担の仕組み

※令和8年度診療報酬改定時に見直しされる予定です。

ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方希望した際に「特別の料金」をお支払いいただく場合があります。(長期収載品の選定療養)

●「特別の料金」= 先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当

例えば・・・

📄 先発医薬品 = 1錠 100円 📄 後発医薬品 = 1錠 60円 の場合

$100円 - 60円 = 差額40円 \times \frac{1}{4} = 10円$ (差額40円の4分の1)
を通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

- ・医療上、先発医薬品を処方・調剤する必要がある場合等は「特別の料金」は不要です
- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1にならない場合もあります
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合・・・薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します
- ・過去に当該後発医薬品で副作用等が出たことがある場合・・・医師、薬剤師等にご相談ください
- ・医療機関、薬局等に後発医薬品の在庫がない場合・・・「特別の料金」は必要ありません

⇒詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>